

資料

国際人権規約批准促進

大阪府民会議ニュース（一九七七年一〇月二一日）

国際人権規約の次期通常国会での批准を求めて府民会議が要請行動！！！！

国際人権規約批准促進大阪府民会議（代表和島岩吉元日弁連会長）は、去る九月二九日三〇日の二日間にかけて、次期通常国会での人権規約の批准を求めて、関係各省ならびにそれぞれの上部団体に対して要請行動を行った。府民会議では五月二四日にも鳩山外務大臣等に対して人権規約の早期批准を求めた要請行動を展開し、「今や事務レベルでの作業の段階を過ぎて政治的決断の時期である。」との回答を引き出していたが、この日の要請行動はこの回答をうけて、具体的に年末からおこなわれる次期国会において批准を行うよう関係各省にに対して要請を行ったものである。二九日は労働省と文部省、三〇日は厚生省と外務省、法務省に對して要請が行なわれた。

各省とも「人権規約の趣旨には基本的には賛成できるし、早期批准をめざしたい」との回答を行ったが「問題点はほぼ整理し、批

准してもさしつかえないという判断に達した」とする法務省、「次期国会に批准をはかるべく精一杯ぶつかりたい」との外務省を除き、「内外人平等」の精神を雇用や年金の面でどう適用するか（労働省、厚生省）「中等・高等教育を漸進的に無償化する」という条項をどうするか（文部省）で調整中の現状が明らかにされ「国際人権規約の理念にそった努力の中で手法を考慮し、次期国会での批准が可能になる作業を急速につめる」よう申し入れが行なわれた。

なお、この日の出席は、大阪同盟宮田組織部長、大阪総評芦田オルグ、護憲連合中本事務局局長、国際婦人年大阪連絡会松本代表、と井上・上田両衆議院議員、それと部落解放同盟大阪府連山中執行委員らが参加した。

各省が明らかにした問題点

なお、九月二九日三〇日の要請行動の中で明らかにされた問題点は以下の通りであり、府民会議で一定の追求を行ったが、早

急に研究作業を展開し追いきみの論点をまとめる必要がある。

『労働省』 (国際労働課長 石田 均)

(1) 基本問題へ基本的には趣旨に賛成ではあるが、ILO八七号条約の批准の経過があって、国際法の批准にあたっては国内法をまず整備してからという考え方があるので時間がかかっている。

(2) 個別課題としては大まかに四つの問題がある。

一 A規約六条の第一項に「本規約の当時国はあらゆる人が自由に選択または受諾する労働によって生計をたてる機会を得る……」とあるが、ここにある「あらゆる人」という字句が外国人も含んでいるのかどうか。労働省としては外国人の安い労働力を雇い入ることによって日本の労働者の生活を圧迫しないために基本的には外国人労働者の雇い入を認めないという政策をとっており、この問題の調整をやっている。

二 A規約七条のaの(1)に「正当な賃金およびいかなる……ここに女子は男子の享有する労働条件に劣らない労働条件と同一労働に対する同一賃金を保障される」とあるが、日本の労働基準法には「労働条件に差をつけてはならない」という条約はなく、女子には保護規定(例えば一定の重労働の禁止、生理休暇等)をしているが、この点が人権規約とふれないか検討を深めている。

三 A規約七条のd項に「休息、休暇および労働時間の合理的制限および定期的有給休暇ならびに公休日に対する

金の問題である。国民年金は二五年の長期にわたる掛金を必要としている性格上、比較的短期間の滞在者を含んでいる在日外国人に適用することはむずかしく苦慮しているところである。

『法務省』 (人権擁護局長 鬼塚賢太郎、人権擁護課長 加藤 晴明)

基本的には賛成である。問題としては出入国管理令とかねあ、さらにB規約の二〇条にある戦争と差別憎悪宣伝に対する法的規制の問題であったが、前者については明るい見通しを持っており、後者の問題についても憲法には戦争放棄と差別撤廃の条項があるので言論の自由との関連においても問題はないという判断に達した。

いずれにしても国際人権規約の早期批准につとめたい。
『外務省』 (国連局外務参事官 小林俊二、国連局社会課長 丸山俊二)

外務省としては早期批准にとりくんでおり八〇〜九〇%は批准しても問題はないと判断している。

ただ問題としては以下の諸点があると考えている。

- 一 高等教育無償化の問題 (A規約一三条のC)
- 二 戦争と差別憎悪宣伝の法的禁止の問題 (B規約二〇条)
- 三 社会保障の中で国民年金、児童手当等を在日外国人にも適用する問題 (A規約第六条)

しかしながら外務省としては次期国会でA規約とB規約の両者の批准をめぐり精一杯ぶつかる覚悟で目下作業のピッチをあげている。

報酬」とあるが、日本では公休日に対する報酬については労使間で定めることになっており、この点についても調整中である。

四 A規約八条のd項に「同盟罷業の権利、ただし、その国の法律に合致して行使されることを要する」とあるが、日本の現行法では公務員のストは「禁止」されており、このことが認められるかどうか検討したい。

『文部省』 (企画連絡課長 七田基弘)

(1) 基本問題へ政府は国連で賛成の一票をとつてきたが、それが必ずしも即国内で批准することではないし、やり方、手段についてはそれぞれの国に合わせて考えるべきである。

(2) 具体的な問題としては二点の問題がある。

一 A規約の一三条の二のa項に「初等教育はすべての者にとって義務的であり……」とあるが、すべての者には在日外国人が含まれており、日本の国家の教育方針を義務づけることとなる点があるとと思われる。

二 A規約の二のC項に「高等教育は、能力本位で、あらゆる適切な手段によって、ならびに特に漸進的に無償教育を導入することによって、すべての者にひとしく開放されなければならない」とあるが、日本では高等教育は若干国が負担しているとしても、原則として受益者負担となっており、極めて難かしい問題と考えている。

『厚生省』 (保険課長 金田伸二、保険局長 八木哲夫)

基本的には趣旨に賛成であるが、問題になっている点は国民年

アメリカのカーター大統領、国際人権規約に調印!!
残されたのは日本だけ!!!

アメリカのカーター大統領は、五日国連本部で国際人権規約のうちA規約とB規約の二つに署名した。これによってフランスと日本が残されることとなったがフランスはすでにヨーロッパ人権条約を批准しており、国際人権規約の批准は別段必要としていないということで、いまだに批准していない日本に対する国際的な批判と疑惑はいやが上にも強まらざるをえず、こうした国際的な圧力とわが大阪府民会議をはじめとする国内での批准を求める運動が結合するならば、次期通常国会での批准は実現可能である。このチャンスを生かして大きく批准要請運動を盛り上げよう!

各方面の決議が続々と出ている!!!

国際人権規約の早期批准を求める決議が各方面から出ている。府民会議の要請によって一〇月八日現在以下の市町村の決議が上っている。

『議会決議状況』 一〇月八日現在二四

- 豊中市 (六〇/二二)
- 吹田市 (六〇/四)
- 池田市 (六〇/二二)
- 摂津市 (六〇/二四)
- 高槻市 (六〇/二八)
- 八尾市 (七〇/一五)
- 熊取町 (八〇/九)
- 島本町 (八〇/一〇)
- 豊能町 (九〇/九)
- 貝塚市 (九〇/一〇)
- 岬町 (九〇/一四)
- 藤井寺市 (九〇/一六)

・守口市(九〇/二二)・千早赤坂村(九〇/二二)・枚方市(九〇/二四)・門真市(九〇/二七)・高石市(九〇/二七)・四条畷市(九〇/二六)・大東市(九〇/二九)・寝屋川市(九〇/三〇)・泉南市(九〇/二八)・和泉市(二〇〇/七)・泉佐野市(九〇/三〇)・狭山町(二〇〇/三二)・田尻町(九〇/二九)・忠岡町(九〇/二八)・松原市(九〇/三〇)

注 大阪府・市に対しては去る九月一三日に二度目の要請を行ったが、再度ダメおしの要請を行う必要あり

又、大阪総評も第一三回大会において下のように決議を行った。

国際人権規約即時批准に関する決議

世界平和を確立するには、すべての国が人民に対して人権を保障することがなければならぬということから世界人権宣言が発せられた。そして一九六六年の国連総会において、世界人権宣言の理念を具体化し、国際条約としての強制力をもった国際人権規約が定められた。

しかるに日本政府はいまだに検討中とか、国内法との調整を口実に批准をこぼみつつつけてきている。このような日本政府の人権無視の態度に対して闘いをつよめなければならない。

今日四六ヶ国が批准しているという世界的流れの中で、また世界に誇る平和、民主、人権を保障した憲法をもつわが国で、いまだ批准していないのは、我々の運動の弱さといえよう。

憲法以上に具体的に基本的人権を明記し、内外人平等の原則にたつ国際人権規約は思想差別、部落差別、アイヌ差別、朝鮮人差別、男女差別、障害者差別などの差別を根絶する武器ともなる。

この国際人権規約批准をさせるため、国際人権規約批准促進大阪府民会議とともに大阪地評の組織をあげて闘うことをここに決議する。

③ 人権問題に関する関心を大きくクローズアップさせる。
三期 間
二月二日から二二日の一〇日間程度

四 人
M・シュライバー夫妻

五 主な企画
① 講演 演

二回(大阪市二二/七・府民会議二二/一〇)
② レセプション
二回(大阪市・大阪府・府民会議)

③ テレビ出演
三回(大阪市・大阪府・NHK)

六 実行委員会

① 府民会議

② 府・市

③ その他

(シュライバー夫妻との窓口は井上一成議員に依頼する)

七 予算

① 分担金

② 集金収入

開会中の臨時国会の代表質問で社会党の高沢副委員長が福田首相に代表質問

去る一〇月六日臨時国会で社会党の高沢副委員長が代表質問の

一九七七年九月二日

総評大阪地評第三回定期大会

人権週間にむけたとりくみを始めよう!!!

周知のように二月四日〜一〇日まででは人権週間である。とくに今年の人権週間は日本国憲法が制定されて三〇年、更には国際人権規約を日本国に批准させる大きな山場をむかえているという点で重要な意味を持っている。

従って、大阪府民会議としても以下の要綱にあるように、国連の前人権部長であったマルク・シュライバーさんを招聘した企画を考えているが、各団体においても創意あるとりくみがなされるよう要請する。

M・シュライバー氏(前国連人権局長) 招聘に関する要綱

(七七二〇・八)

一 はじめに

① 人権週間の企画のメインとして前国連人権部長を招聘する

② 国際人権規約大阪府民会議が中心になり、大阪府・市等の協力をえて招聘する

二 ねらい

① 世界的な人権状況、とくに国際人権規約をめぐる人権状況を学ぶ。

② 日本の人権状況、特に部落問題や婦人問題・在日外国人等を知ってもらう。(国連の中へ)

中で国際人権規約に関する追求を行い、福田総理より「趣旨には大いに賛成であり、締約国となるべく作業を進めている」との回答を引き出している。

なお質問と回答の要旨は以下のとおり。

① 高沢副委員長(社会党)の質問

「最後に私は、福田総理の政治姿勢に関連して三つの点をおたずねいたします。

第一は国際人権規約の批准の問題であります。御承知の通り、世界人権宣言が採択されたのは一九四七年の第三回国連総会でありますが、この宣言はあくまで道義的な宣言であったのであります。これをうけて、一九六六年の第二回国連総会において、国際人権規約が採択されました。この国際人権規約は昨年の国連総会で正式に効力が発生しました。国際人権規約が世界人権宣言と決定的にちがうところは、参加国に対して法的拘束力をもつ点であります。

わが国はまた国際人権規約に参加していませんが、すみやかにこれに参加して批准の手続きをとるべきであります。そしてわが国憲法である基本的人権保障の原則をいっそう強固なものにするべきであります。総理のお考えはいかがでしょう。」

② 福田総理の回答

「国際人権規約については、その趣旨に大いに賛成であり、わが国が締約国となるべく目下作業を進めているところでありま